

八代市公用車売却にかかる一般競争入札公告

八代市公用車（普通自動車）を下記のとおり入札により売却します。

令和6年6月24日
八代市長 中村 博生



1、入札物件

別紙1「入札物件及び最低売却価格表」、別紙2「東陽支所マイクロバス：ニッサン シ
ベリアン 売却 仕様書」、別紙3「東陽支所マイクロバス写真」のとおり

※ 公開時に申込人本人又は申込人が指定する者が現物を確認して下さい。確認を行わず、
入札に参加した場合は、売却物件に関する全ての事項を了承されているものとみなしま
す。

2、入札の方法

- ① 入札書の提出は持参または書留郵便とします。郵送する場合は、事前にと東陽支所地域振興課へ連絡をお願いします。郵便入札は入札日前日の午後5時まで必着とします。
- ② 入札回数は1回とします。
- ③ 最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、落札者となるべき応札者の入札価格によって、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、落札者とせず、最低売却価格以上の金額で入札をした他の者のうち、最高の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- ④ 最低売却価格未満の金額で入札を行った場合は、失格とします。
- ⑤ 落札者となるべき応札者が2人以上の場合は、くじにより落札者を決定します。

3、入札の参加資格

(1) 個人の場合：熊本県内に住民登録がある個人

法人の場合：熊本県内に事業所（本社）または営業所（支社）を有する法人

(2) 次の各号に該当する場合は、入札に参加することはできません。

- ① 成年被後見人、未成年者、被保佐人若しくは被補助人
- ② 破産者で復権を得ない人
- ③ 4に記載する入札参加申込書を提出していない人又は法人
- ④ 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）及び八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）に規定する暴

力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者の規定に該当する人又は法人

⑤ 八代市に住所または事業所（営業所）を有する者で、八代市税等の滞納のある人又は法人

⑥ 八代市職員及びその同居親族

4、入札参加申込み

(1) 提出期間 (期間内必着)

令和6年6月24日（月）から令和6年7月3日（水） 午前9時～午後5時

(2) 提出先

八代市東陽支所 1階 地域振興課 総務振興係

(3) 提出方法

以下の書類を期日までに持参または郵送（期間内必着）により提出してください。

法 人	個 人
ア、入札参加申込書（様式第1号）	ア、入札参加申込書（様式第1号）
イ、法人登記簿謄本の写し ※発行から3か月以内のもの	イ、本人の身分証明書 ※本籍地で発行されるもの ※発行から3か月以内のもの
ウ、八代市の納税証明書（市内に事業所又は営業所を有する者のみ） ※法人名義及び代表者本人（市内在住者のみ）の納税証明書 ※公告日から入札参加申込み締切日の間に発行されたもの ※非課税の場合はその証明書	ウ、八代市の納税証明書（市内在住者のみ） ※公告日から入札参加申込み締切日の間に発行されたもの ※非課税の場合はその証明書

5、入札物件の公開

(1) 日 時 令和6年6月24日（月）から令和6年7月11日（木）
午前9時～午後4時

(2) 場 所 八代市東陽支所 駐車場 （八代市東陽町南1105-1）
※現物確認の際は、事前に東陽支所地域振興課
（0965-65-2111）へ連絡をお願いします。

6、最低売却価格 別紙1「入札物件及び最低売却価格表」のとおり。

7、入札及び開札

(1) 日 時 令和6年7月12日（金） 午前11時

(2) 場 所 八代市東陽支所 1階 小会議室

- ・ 入札時間に遅れた場合は、辞退とみなします。
- ・ 入札当日は内容説明を行いませんので、本書を熟読のうえ、不明な点はあらかじめお問合せ下さい。

8、入札に必要な書類等

以下の書類等が不備の場合、入札に参加できませんので注意して下さい。

(1) 入札書

入札書は、様式第2号「入札書」を使用してください。

- ・ 入札金額には、算用数字を使用し、消費税及び地方消費税を除いた税抜の金額を記入してください。なお、金額のあたりに「¥」マークを記入して下さい。
- ・ 記入にあたっては、ボールペン等の容易に消すことのできない筆記具をご使用ください。
- ・ 事前申出により東陽支所地域振興課が認めたときは、入札書を書留郵便をもって提出することができます。

※郵便入札の場合においては、令和6年7月11日（木）午後5時までに東陽支所地域振興課に到着しないものは、無効とします。

郵便入札の注意事項については別紙4「郵便による入札における注意事項」及び別紙5「封筒の記載例」をご確認下さい。

- ・ 契約決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。入札者は、「消費税及び地方消費税」に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 委任状

- ・ 入札参加申込人以外（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合は 様式第3号「委任状」が必要です。委任状は、全て申込者本人が記載するするとともに、押印する印鑑は、提出書類に使用したものと同一のものを使用してください。また、代理人が使用する印鑑を指定し、押印して下さい。

(3) 印鑑

- ・ 入札参加申込書に押印した印鑑を使用してください。
- ・ 代理人の場合は、委任状で指定した代理人の印鑑を使用してください。
- ・ 朱肉用の印鑑を使用して下さい。（スタンプ印不可）

(4) 入札用封筒

- ・ 別紙5「封筒の記載例」参照。

9、入札の無効

以下の各号のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札書の記載事項等に不備がある入札書による入札
- (4) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書による入札
- (5) 2通以上の入札をおこなったもの

- (6) 他の入札者の代理人となり、又は2人以上の代理人となった者の入札
- (7) 最低売却価格を下回る金額で入札したとき（別紙1参照）
- (8) 資本関係・人的関係がある複数の者の入札（別紙6参照）
- (9) 入札に際し、不正な行為があると認められる入札

10、入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とします。
- (2) 契約保証金は、免除とします。

11、契約締結及び売却代金の納入

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。
- (2) 契約条項は、「物件売買契約書」によります。
- (3) 落札者は、令和6年7月19日（金）までに契約を締結してください。
- (4) 売却代金は、落札の日に発行する納入通知書により、令和6年7月30日（火）までに全額を納入してください。

12、物件の引渡し期限及び場所

- (1) 日 時 令和6年7月30日（火）午後4時まで
- (2) 場 所 八代市東陽支所 駐車場 （八代市東陽町南1105-1）
- (3) 付帯条件
 - ① 売却代金の納付確認後に、売却物件、自動車検査証等を引渡します。
 - ② 落札者は、落札者の負担で車両の運搬等を行うこととします。
 - ③ 入札物件は現状有姿での引渡しとし、引渡し後の補償は一切行いません。

13、名義変更等

- (1) 落札者は、令和6年8月9日（金）までに登録抹消処理又は名義変更を、落札者の費用負担により行い、それを証明する書類を提出してください。
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書については八代市契約の解約処理を行った上で、名義変更を行ってください。名義変更手続き完了後、直ちに名義変更手続き完了報告書（様式第4号）に名義変更後の自動車車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写しを添えて東陽支所地域振興課に提出してください。
- (3) 期限までに手続きが間に合わない恐れがある場合は、八代市東陽支所地域振興課まで連絡してください。

問い合わせ先

担当課：八代市東陽支所地域振興課 総務振興係
住 所：〒869-4301 八代市東陽町南1105-1
電 話：0965-65-2111（直通）
FAX：0965-65-3272
メール：to-chiiki@city.yatsushiro.lg.jp